

東大阪市告示第66号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次の者を指定納付受託者として指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年5月26日

東大阪市長 野田 義和

1 指定納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地

SB ペイメントサービス株式会社

代表取締役副社長 堀田 智宣

東京都港区海岸一丁目7番1号

東京ポートシティ竹芝オフィスタワー

2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等の種類

東大阪市立旭町子育て支援センター及び東大阪市立楠根子育て支援センターにおける一時預かり利用料

3 指定をした日

令和8年4月1日

4 指定納付受託者に納付を委託できる期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

5 納付の方法

クレジットカード、電子マネー、コード決済による